

三重県雇用経済部

トップページ

雇用経済部の組織・仕事

関係地域機関

よくある質問

各種報告書

各種申請・届出

サイトマップ

リンク

トップページ

おすすめ情報



東京日本橋の首都圏営業拠点「三重テラス」は、平成25年10月の伊勢神宮のご遷宮、平成26年7月の熊野古道世界遺産登録10周年、平成27年6月の伊勢志摩サミット開催決定など、全国的な注目を集める中、来館者数も順調に推移し、7月12日には100万人を達成いたしました。「三重テラス」では、「食」や「観光」、「歴史」、「文化」など三重の魅力の情報発信、三重ゆかりの店舗や企業等との連携など、さまざまな人々との交流や感動との出会い、新しいアイデアの創出などにつながる営業活動を総合的に進め、県内への観光誘客や県産品の販路拡大につなげていきます。

[三重県営業本部担当課のページへ](#)

三重県雇用経済部

サービス産業振興課 > 三重県中小企業融資制度

平成27年度三重県中小企業融資制度

三重県中小企業融資制度について

1. 県融資制度の概要
2. 県融資制度融資利率一覧
3. 取扱金融機関一覧
4. 相談窓口一覧

新着情報

平成27年度三重県中小企業融資制度

三重県では、中小企業者の資金調達円滑化を支援するため、中小企業融資制度を設け、多様な資金ニーズに対応しています。平成27年度は、創業や再挑戦による新規開業や中小企業の経営革新や三重県販経向上計画への取組、みえ産業振興戦略の実現に向けた取組など、県内中小企業の前向きな取組を支援するための支援体制の充実を図るとともに、経営環境が厳しい中小企業者の経営の安定化を図るための資金調達の円滑化を実施します。

[三重県中小企業融資制度の概要](#)

三重県雇用経済部
 中小企業・サービス産業振興課
 TEL 059-224-2447 FAX 059-224-2078
 (平成28年4月発行)



融資制度のご案内

中小企業者向



- | | | | |
|-----------------|------|----------------|-------|
| ① 三重県中小企業融資制度とは | 1-2 | ⑤ 小規模事業資金・ | |
| ② 三重県中小企業融資制度一覧 | 3-6 | セーフティネット資金のご案内 | 11-12 |
| ③ その他の支援制度 | 7 | ⑥ 政府系金融機関の融資制度 | 13 |
| ④ 三重県信用保証協会のご案内 | 9-10 | ⑦ 県のホームページ | 15 |

三重県中小企業融資制度の概要

県の中小企業融資制度とは

三重県では、中小企業の皆様が事業経営に必要な資金を円滑に調達していただくために、金融機関、信用保証協会（小規模事業資金では商工会、商工会議所を含む）などの協力を得て、三重県中小企業融資制度を設けています。

平成28年度から一部資金について、NPO法人も利用できるようになりました。

利用できる方

下記①～④の条件をみたます必要があります。

①中小企業者（又は小規模事業者）

業種	中小企業者 (下記いずれかに該当)		小規模事業者
	資本金	従業員数	従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)	5,000万円以下	100人以下	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	5,000万円以下	100人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下

②県内での事業歴等

三重県内に主たる事業所を有し、一年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ、事業税等県税を完納していること。

③業種

農業、林業、漁業等第一次産業に該当する業種及び遊興娯楽業など一部の業種以外は融資制度をご利用できます。（※中小企業信用保険法に基づく信用保険の申込対象業種であること。）

④許認可

行政庁の許認可等を必要とする事業を営む場合は、その許認可等を受けていること。

融資対象（資金使途）

融資の対象となる資金は、主たる事業に必要な設備資金又は運転資金です。事業と関係のない生活資金や既に受けている融資の返済資金、納税資金、投機資金等には利用できません。

ご利用方法

金融機関（小規模事業資金の場合は商工会、商工会議所）に融資の相談を行って下さい。

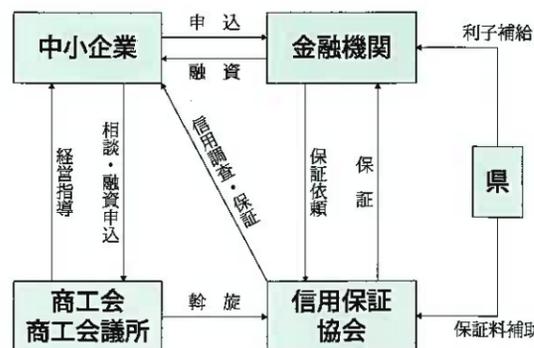
取扱金融機関、信用保証協会等の審査を受けたうえで、県の定める融資条件により取扱金融機関から必要資金の融資を受けます。

なお、県の認定や承認等を必要とする制度もありますので認定等を行う機関にご相談下さい。

融資申込に必要な書類

金融機関、信用保証協会、商工会、商工会議所でそれぞれ所定の書類が必要です。まず、①決算書、②確定申告書、③納税証明書、④事業計画書、⑤見積書・図面、⑥印鑑証明、⑦商業登記簿謄本などを準備して相談に行かれることをお勧めします。

中小企業融資制度のしくみ



こんなとき、県の融資制度をご利用下さい。

- 小規模事業者が、設備資金、運転資金を必要とするとき …… 小規模事業資金
- 小規模事業資金の借換を希望するとき …… 小規模借換資金
- 小規模事業者が小口資金を希望するとき …… 小規模事業者小口資金
- 事業を営んでいない個人が、新たな事業を始めるとき …… 創業・再挑戦アシスト資金
- 経営革新による事業活性化を図るとき …… 経営革新資金
- 三重県版経営向上計画による経営の向上を図るとき …… みえ経営向上支援資金
- みえ産業振興戦略の推進に向けた事業展開に取り組むとき …… みえ産業振興戦略関連資金
- 公害防止や環境保全、地震・風水害等への対策に取り組むとき …… 環境・防災対策等促進資金
- 取引先の倒産、災害等により経営が安定しないとき …… セーフティネット資金・リフレッシュ資金
- 再生計画に基づき事業の再生を図るとき …… 再チャレンジサポート資金

信用保証料の弾力化について

三重県信用保証協会の信用保証料率が弾力化され、中小企業者が負担する保証料率は、その経営状況に応じ、年0.45%から1.90%（責任共有対象外の場合0.50%から2.20%）まで9段階の保証料率となっています。県融資制度は、県が0から0.40%の保証料補助を行っており、利用者負担は年0.45%から1.50%（責任共有対象外の場合0.50%から1.80%）に軽減されています。（小規模借換資金など一部資金を除く。）

なお、右のものについては、当面弾力化の対象外です。

- ①小規模事業資金のうち特別小口扱い
- ②創業・再挑戦アシスト資金 ※一般扱いを除く。
- ③経営革新資金
- ④環境・防災対策等促進資金のうち公害防止に係るもの
- ⑤みえ産業振興戦略関連資金のうち海外投資関係保証に係るもの
- ⑥セーフティネット資金
- ⑦再チャレンジサポート資金 ※一般扱いを除く。

責任共有制度について

平成19年10月1日から金融機関と信用保証協会の責任共有制度がはじまりました。これまで、信用保証協会による保証は、代位弁済リスク100%を保証していましたが、責任共有制度実施以降は、信用保証協会の保証割合は80%程度となり、20%相当のリスクは金融機関が負担することになりました。

なお、右のものについては当面責任共有制度の対象外です。

- ①特別小口保証
- ②創業関連保証、創業等関連保証
- ③経営安定関連保証（セーフティネット）
1号から6号
- ④災害関連保証
- ⑤事業再生保証
- ⑥小口零細企業保証
- ⑦求償権消滅保証
- ⑧破綻金融機関等関連特別保証

平成 28 年度三重県中小企業融資制度

H28.4.1～

制度名	融資の対象	資金使途	融資限度額 (万円)	協会 利用	融資利率 (固 定)
小規模事業資金 【小口】	一般扱い ※NPO 法人も利用可 小規模事業者であって、商工会又は商 工会議所の経営指導を受けている者	設備資金 運転資金	1,500	有	① 1.60% ② 1.70%
	過疎地・東紀州地域扱い 過疎地・東紀州地域で事業を営む小規 模事業者であって、商工会又は商工会 議所の経営指導を受けている者	設備資金			1.40%
	商工貯蓄共済制度加入者扱い 商工会の会員で 12 か月以上正常に共済 掛金を拠出している小規模事業者であ って、商工会の経営指導を受けている者	設備資金 運転資金	1,250		1.50%
	中小企業倒産防止共済加入者扱い 中小企業倒産防止共済に共済掛金を拠 出している小規模事業者であって、商 工会又は商工会議所の経営指導を受け ている者				1.60%
	特別小口扱い（無担保・無保証人扱い） 税金を完納している小規模事業者であ って、商工会又は商工会議所の経営指 導を受けている者				1.60%
小規模借換資金 【小口借換】	一般扱い 小規模事業資金の対象者であって、借 換要件を満たす方	設備資金 運転資金	1,500	有	1.60%
小規模事業者 小口資金 【小口短期】	小規模事業者	設備資金 運転資金	500	有	1.60%
創業・再挑戦 アシスト資金 【創業アシスト・ 再挑戦アシスト】	創業扱い・再挑戦扱い ※NPO法人も利用可 事業を営んでいない個人で、個人創業な ら 1 か月以内、会社設立なら 2 か月以内 に創業する具体的な計画を有する者	設備資金 運転資金	1,000	有	1.40%
	商工会・商工会議所斡旋扱い 創業扱い又は再挑戦扱いの要件に該当 するほか、商工会又は商工会議所の創 業支援を受け、本資金と合わせて日本 政策金融公庫の新規開業向け融資を借 り入れる者				1.35%
	スタートアップ支援扱い 県が承認する海外展開計画に基づいて 海外進出を行う起業者	運転資金	1,500		1.40%
経営革新資金 【経営革新】	中小企業の新たな事業活動の促進に関 する法律の承認を受けた中小企業者	設備資金 (運転資金)	5,000 (運転 2,000)	有	1.60%
				無	1.65%
みえ経営向上支援資金 【経営向上】	三重県版経営向上計画「ステップ3」 の知事の認定を受けた中小企業者	設備資金 運転資金	1,500	有	1.40%

保証料率	期 間	担保・保証人	申込先	取扱金融機関	備 考	
① 0.45%～1.50% ② 0.45%～1.60%	①設備 7年以内 運転 5年以内 ②設備 10年以内 運転 7年以内	担保は、保証協会又 は取扱金融機関の定 めによる。 原則第三者保証人不要。	商工会 商工会議所 ※NPO法人は 取扱金融機関	【銀行】百五・三重・第三・ みずほ・三菱東京UFJ・りそ な・滋賀・南都・大垣共立・ 中京・愛知・十六・紀陽 【信用金庫】桑名・北伊勢上 野・津・三重・紀北・新宮 【信用組合】イオ 【農協等】三重北・鈴鹿・三 重中央・津安芸・一志東部・ 松阪・多気郡・伊勢・鳥羽志 摩・伊賀北部・伊賀南部・三 重南紀及び三重県信用農業協 同組合連合会	NPO 法人については商 工会・商工会議所の経 営指導を受けているこ とは要件としません。	
0.45%～1.50%	設備 7年以内 運転 5年以内		商工会 商工会議所	各商工会と商工貯蓄 共済制度契約を締結 している金融機関		
0.60% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】			担保・保証人とも 不要。	商工会 商工会議所	一般扱いと同じ	別途保証協会の保証 を付した融資を受け ている方はこの制度 は利用できません。
0.45%～1.90%	5年以内		担保は、保証協会又 は取扱金融機関の定 めによる。 原則第三者保証人不要。	商工会 商工会議所	小規模事業資金の 一般扱いと同じ	他に小規模事業資金に準 じた各種扱いあり。限度 額は小規模事業資金とあ わせた額になります。
0.50%～1.80% 【責任共有対象外】	5年以内			取扱 金融機関		
0.60% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】 ※NPO法人は、 0.45%～1.50%	10年以内	担保不要。 法人代表者を除き保 証人不要。	取扱 金融機関	小規模事業資金の 取扱金融機関及び 商工組合中央金庫		
0.60% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】			商工会 商工会議所			
0.50% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】			取扱 金融機関		県の承認が必要。 承認については、 中小企業・サービス産業振興課 TEL 059-224-2227	
0.44%・0.91% 【弾力化対象外】	設備 10年以内 運転 5年以内	担保は、保証協会又 は取扱金融機関の定め による。 原則第三者保証人不要。	取扱 金融機関	小規模事業資金の 取扱金融機関及び 商工組合中央金庫	知事の承認が必要。 承認については、 三重県産業支援センター TEL 059-253-4355	
—					知事の認定が必要。 認定については、 三重県産業支援センター TEL 059-253-4355	
0.45%～1.50%	10年以内					

制度名	融資の対象	資金用途	融資限度額 (万円)	協会 利用	融資利率 (固 定)
みえ産業振興 戦略関連資金 【振興戦略】	みえ産業振興戦略保証に関する計画認定を受けた中小 企業者	設備資金 研究開発資金	10,000	有	1.60%
	海外営業所・工場に係る設備投資資金（直接投資に係る 調査費用、設備投資に附随する運転資金を含む）	設備資金 (運転資金)	5,000 (運転 2,000)	有	1.60%
環境・防災対策等 促進資金 【環防】	環境対策扱い (地球温暖化防止関連) ①新エネルギー設備の設置を行う中小企業者及び組合 ②省エネルギー設備の設置を行う中小企業者及び組合 (公害防止及び環境保全関連) ③大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等に対する施設整 備を行う中小企業者及び組合 ④自動車NOx・PM法の対策地域内に登録のある排 出基準非適合車を排出基準に適合する新車に買い換 え、吹付けアスベスト等の飛散未然防止措置を行う 中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	5,000 土壌汚染調査 200	有	①②④ 1.40% ③ 1.60%
	防災対策扱い ①建築物の耐震診断、補強計画、耐震改修設計及び事業継 続計画（BCP）を策定する中小企業者及び組合 ②建築物の耐震補強、機械等の転倒防止、浸水を防ぐ事務 所等のかさ上げ等防災対策を行う中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	① 500 ② 5,000	有	1.40%
	規格取得扱い ISO14000 シリーズ、ISO9000 シリーズの認証取得を 行う中小企業者及び組合	運転資金	1,000	有	1.60%
				無	①②④ 1.45% ③ 1.65%
				有	1.60%
				無	1.65%
セーフティ ネット資金 【セーフティ・県】	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第6号の認 定を受けた中小企業者及び組合 ※NPO法人も利用可	設備資金 運転資金	中小企業 8,000 組合 11,000		
リフレッシュ資金 【リフレッシュ・ リフレ】	取引先の倒産、災害等の突発的事由により経営に支障 を生じている中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	中小企業 5,000 組合 8,000		
再チャレンジ サポート資金 【再チャレ】	一般扱い 三重県中小企業再生支援協議会による再生支援（第2次対応）、 保証協会ミニ再生により策定された再生計画や三重県中小企業再 生ファンド等の支援に基づき事業の再生を図ろうとする中小企業 者及び組合	設備資金 運転資金	8,000	有	金融機関 所定利率
	経営安定化扱い 一般扱いの要件に該当するほか、中小企業信用保険法第 2条第5項第1号～第6号の認定を受けた中小企業者及 び組合				
	経営革新扱い 一般扱いの要件を満たし、中小企業の新たな事業活動の 促進に関する法律の承認を受けた中小企業者				
	経営安定つなぎ資金扱い 三重県中小企業再生支援協議会による再生支援（第2次対応） が決定又は保証協会ミニ再生を活用した再生計画策定前の中小 企業者及び組合、三重県中小企業再生ファンド等の支援が内定 した中小企業者及び組合で、中小企業信用保険法第2条第5項 第1号～第6号の認定を受けた者				

保証料率	期 間	担保・保証人	申込先	取扱金融機関	備 考
0.45%～1.50%	設備 15年以内 運転 7年以内	担保は、保証協会又は 取扱金融機関の定め による。 原則第三者保証人不要。	取扱 金融機関	小規模事業資金の 取扱金融機関及び 商工組合中央金庫	知事の認定が必要 (問い合わせ先は8頁参照)
0.91% 【弾力化対象外】	10年以内				
0.45%～1.50%	設備 7年以内 運転 5年以内	担保は、保証協会又 は取扱金融機関の定 めによる。 原則第三者保証人不要。	取扱 金融機関	小規模事業資金の 取扱金融機関及び 商工組合中央金庫	知事の認定（内認定）が必要。 ①はエネルギー政策・ ICT活用課 TEL 059-224-2316 ②～④は各環境事務所 (連絡先は8頁参照) ④のうち車両の買替は 大気・水環境課 TEL 059-224-2380 環境対策車の導入は保証協会利 用「有」のみの利用となります。
0.45%～1.50%	①運転5年以内 ②設備10年以内				
—	—				
0.45%～1.50%	—	担保は、保証協会又 は取扱金融機関の定 めによる。 原則第三者保証人不要。	取扱 金融機関	小規模事業資金の 取扱金融機関及び 商工組合中央金庫	知事の認定が必要。 認定については、 防災企画・地域支援課 TEL 059-224-2185
—	—				
0.45%～1.50%	—	担保は、保証協会又 は取扱金融機関の定 めによる。 原則第三者保証人不要。	取扱 金融機関	小規模事業資金の 取扱金融機関及び 商工組合中央金庫	県の承認が必要。 承認については、 中小企業・サービス産業振興課 TEL 059-224-2447
—	—				
0.60% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】	10年以内	担保は、保証協会又 は取扱金融機関の定 めによる。 原則第三者保証人不要。	取扱 金融機関	小規模事業資金の 取扱金融機関及び 商工組合中央金庫	市町長の認定が必要。
0.45%～1.50%	7年以内				
0.45%～1.50%	—				
0.50% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】	10年以内				
0.44%・0.91% 【弾力化対象外】	—	担保は、保証協会又 は取扱金融機関の定 めによる。 原則第三者保証人不要。	取扱 金融機関	小規模事業資金の 取扱金融機関及び 商工組合中央金庫	市町長の認定が必要。 知事の承認が必要。 承認については、 三重県産業支援センター TEL 059-253-4355
0.50% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】	3年以内				

※制度名の【 】は略称を表す。(各種扱いに係る表示は省略)

その他の支援制度

制度名	融資対象	資金使途	貸付条件	申込・相談先
中小企業高度化資金貸付制度	事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合等	集団化、共同化、協業化等に必要な土地、建物等(資産として計上されるものに限る)	貸付額 原則として対象資金の80%以内 償還期間 20年以内(据置3年以内)で県が適当と認める期間 利率 お問い合わせください 損害保険 必要 担保 不動産担保等 連帯保証人 組合役員等の連帯保証	雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 ☎059-224-2447 (受付期間) 原則として事業を実施する前々年度で随時受付
事業所の新設、増設、移転に係る貸付金制度(三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付金制度)	融資対象者は、次に掲げる要件をいずれも該当する者としてします。 ①三重県内に事業所の新設、増設又は移転を行う者 ②中小企業及び小規模企業 ③三重県内における発電用施設等の周辺地域及び隣接市町(鳥羽市、志摩市を除く三重県内の市町)の住民3名以上を新規雇用者※として採用する予定のある者 ※新規雇用者：正社員若しくは労働日数等が正社員の概ね3/4以上である者	①事業所の新設等に必要な土地の取得に要する費用 ②建物、機械設備等投下償却資産※の取得に要する費用 ※投下償却資産：所得税法施行令第6条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる資産	融資限度額 2億円以内(金融機関の協調倍率は1.5倍) (例)1億5千万円の融資の場合 三重県1億円 金融機関5千万円 償還期間 15年以内(据置2年) 利率 (信用保証協会の保証がある場合) 融資実行日の長期プライムレート※から0.2%を控除した利率 (信用保証協会の保証がない場合) 融資実行日の長期プライムレート※ ※長期プライムレート：日本銀行が公表する長期プライムレートのこと 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる 特記事項 ①融資を受けるためには、知事の認定が必要。 ②融資の可否は、取扱金融機関が決定。 ③当該融資資金は、三重県からの無利子貸付金を含めて取扱金融機関が協調融資を行います。(三重県が直接融資するのはなく、金融機関による融資となります。) ホームページ http://www.pref.mie.lg.jp/energy/HP/kashitsuke/index.htm	雇用経済部 エネルギー政策・ICT活用課 ☎059-224-2316

制度名	貸与対象	貸与設備	貸与条件	申込・相談先
小規模企業者等設備貸与事業	小規模企業者等、創業者	経営の革新に必要な設備、創業に必要な設備(土地・建物・中古品等を除く)	貸与設備額 100万円以上1億円以下(創業者100万円以上5,000万円以下) 貸与期間 10年以内かつ貸与設備の法定耐用年数以内 貸与方法 割賦販売、リース 割賦損料率 1.0%～1.5%(予定) リース料率 0.964%～2.943%(予定) 保証金 貸与設備額の10%(割賦のみ) 支払方法 割賦販売：元金均等半年賦(元金1年据置) リース：月賦 損害保険 必要(割賦のみ) 担保・保証人 原則として無担保無保証	三重県産業支援センター ☎059-228-3172

みえ産業振興戦略関連資金の知事の認定に係るお問い合わせは、以下の一覧表をご参照ください。

認定項目	問い合わせ先	電話番号
障がい者雇用促進のための設備資金	雇用対策課	059-224-2461
新エネルギー関連の施設に係る設備資金	エネルギー政策・ICT活用課	059-224-2316
ものづくり技術高度化に係る設備資金等	ものづくり推進課	059-224-2749
地域資源を活用した事業に係る設備資金	地域資源活用課	059-224-2336
企業立地に係る設備資金	企業誘致推進課	059-224-2819
自社のサービス向上等を図るための設備資金	中小企業・サービス産業振興課	059-224-2227
観光施設のバリアフリー化のための設備資金	観光政策課	059-224-2077
みえライフイノベーション特区推進のための設備資金等	ライフイノベーション課	059-224-2331

環境・防災対策等促進資金(環境対策扱い)の認定に関するお問い合わせは、各環境事務所まで。

名称	電話番号	名称	電話番号
桑名地域防災総合事務所	0594-24-3624	伊賀地域防災総合事務所	0595-24-8078
四日市地域防災総合事務所	059-352-0593	南勢志摩地域活性化局	0596-27-5405
鈴鹿地域防災総合事務所	059-382-8675	紀北地域活性化局	0597-23-3469
津地域防災総合事務所	059-223-5083	紀南地域活性化局	0597-89-6937
松阪地域防災総合事務所	0598-50-0530		

小規模事業資金・小規模借換資金の受付をはじめ、税務から経営革新、創業、事業承継まで、経営にかかわることは、お近くの商工会議所・商工会等まで、お気軽に御相談ください。

名称	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号
桑名商工会議所	0594-22-5155	熊野商工会議所	0597-89-3435	松阪西部商工会	0598-32-2321	みえ熊野古道商工会	0597-47-0576
四日市商工会議所	059-352-8191	桑名三川商工会	0594-42-3111	多気町商工会	0598-38-2117	紀宝町商工会	0735-21-6475
鈴鹿商工会議所	059-382-3222	いなべ市商工会	0594-72-3131	明和町商工会	0596-52-5235	北勢商工会 広域連合	0594-84-0355
亀山商工会議所	0595-82-1331	木曾岬町商工会	0567-68-1183	大台町商工会	0598-82-1411	津・伊賀商工会 広域連合	0595-45-5488
津商工会議所	059-228-9141	東員町商工会	0594-76-2510	小俣町商工会	0596-22-3619	松阪商工会 広域連合	0596-52-0133
松阪商工会議所	0598-51-7811	菟野町商工会	059-393-1050	玉城町商工会	0596-58-3211	志摩・度会商工会 広域連合	0599-44-0750
伊勢商工会議所	0596-25-5151	朝明商工会	059-365-6603	南伊勢町商工会	0599-66-0054	東紀州商工会 広域連合	0597-47-0576
鳥羽商工会議所	0599-25-2751	楠町商工会	059-397-2046	大紀町商工会	0598-74-1379	三重県商工会 連合会	059-255-3161
上野商工会議所	0595-21-0527	津北商工会	059-245-5678	度会町商工会	0596-62-1313	三重県中小企業 団体中央会	059-228-5195
名張商工会議所	0595-63-0080	津市商工会	059-262-3250	伊賀市商工会	0595-45-2210		
尾鷲商工会議所	0597-22-2611	松阪北部商工会	0598-56-2039	志摩市商工会	0599-44-0700		

三重県信用保証協会について

三重県信用保証協会は、信用保証協会法によって設立された公的機関です。
事業資金の融資をお受けになるとき、中小企業の皆様をバックアップします。

申込人の資格……次の(1)または(2)に該当すれば保証対象とします。

- (1) 個人の場合
三重県内に住居または事業所(店舗・工場等)のいずれかを有している方
- (2) 法人の場合
三重県内に本店または事業所(店舗・工場等)を有している方

信用保証料……中小企業者の経営状況に応じ、9段階の保証料率(基本となる保証料率は年率0.45～1.90%)となり、次のような要件を満たしている場合は保証料率の割引を行います。

- 次のいずれかに該当する会社には、保証料率を0.1%割引します。
 - ア 「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して財務諸表を作成していることについて、確認書類を提出いただいた方(但し責任共有保証料率が適用される保証(特定社債を除く)に限る)
 - イ 会計参与を設置している方
 - ウ 公認会計士または監査法人の監査を受けている方
 - エ 有価証券報告書を作成している方
- ※ 個人事業者、組合、医療法人等は対象となりません。
- ※ 一括支払契約保証は対象となりません。
- 担保の提供がある場合は、表示利率より0.1%を割引します。(ただし、一部の保証制度を除きます。)

連帯保証人……次のような場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

- ① 実質的な経営権を持っている方や営業許可名義人および申込人(法人の場合は代表者)と共に当該事業に従事する配偶者の方が連帯保証人となる場合
 - ② 本人または代表者が健康上の理由のため事業承継予定者が連帯保証人となる場合
 - ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合
- ※ 保証人が信用保証委託契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会および日本商工会議所が事務局)が公表した経営者保証に関するガイドライン(公表後の改定内容を含む。)に則った整理を申し立てた場合には、信用保証協会は同ガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努めます。

担保……必要に応じて徴求します。(制度によっては必ず徴求する場合があります。)

※なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

H28.4.1

制度名		保証限度額(千円)		保証期間		制度名		保証限度額(千円)		保証期間	
一般	普通保証	個人、法人 組合	200,000 400,000	運転 設備	7年 15年	特別 保証	流動資産担 保融資保証	個人、法人、 組合	200,000	根保証 個別保証	1年 1年以内
	無担保保証	個人、法人、 組合	80,000	運転 設備	7年 15年		公害防止 保	個人、法人 組合	50,000 100,000	運転 設備	7年 15年
特別 保証	特別小口保証	個人、法人、 組合	12,500	運転 設備	5年 7年		エネルギー 対策保証	個人、法人 組合	200,000 400,000	運転 設備	7年 15年
	小口零細 企業保証	個人、会社、 組合	12,500	運転 設備	7年 15年		海外投資 関係保証	個人、法人 組合	200,000 400,000	運転 設備	7年 15年
	当座貸越 根保	個人、法人	280,000	事業 資金	1年又は 2年		新事業開 拓保証	個人、法人 組合	200,000 400,000	運転 設備	7年 15年
	事業者カー ドローン当 座貸越根保	個人、法人	20,000	事業 資金	1年又は 2年		事業再 生保証	個人、法人、 組合	200,000	事業 資金	10年
	長期経 営保証	個人、会社	200,000	運転 設備	15年 20年		中小企業特 定社債保証	会社	450,000	事業 資金	7年
	商業手 形保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運転	180日		予約保証	個人、法人、 組合	20,000	事業 資金	5年
	追認保証	個人、法人、 組合	5,000	事業 資金	5年		一括支払 契約保証	買掛金債務を負担する支 払企業たる中小企業者 1,000,000	根保証	1年	
根保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運転	1年以内	経営者保証 ガイドライ ン対応保証		法人 組合	280,000 480,000	運転 設備	3年 5年	
季節資金保証	個人、法人 組合	12,000 50,000	運転	6ヶ月	経営力強 化保証		個人、法人 組合	280,000 480,000	事業 資金	10年	

制度名		保証限度額(千円)		保証期間		制度名		保証限度額(千円)		保証期間	
特別 保証	災害関係保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運転 設備	10年 15年	特別 保証	特定研究開 発等関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年
	経営安 定関連保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運転 設備	10年 15年		地域産業集 積関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年
	労働力確 保関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年		地域産業資 源活用事業 関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	5年 7年
	中小小売商 業関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年		地域産業資 源活用支 援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、 特定非営利活動法人 280,000	運転 設備	5年 7年	
	商店街整備等 支援関連保証	一般社団法人 一般財団法人 280,000	運転 設備	7年 15年	農工商等連携 事業関連保証		個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	5年 7年	
	伝統的工芸品 支援関連保証	一般社団法人 一般財団法人 280,000	運転 設備	7年 15年	農工商等連携 支援関連保証		一般社団法人、一般財団法人、 特定非営利活動法人 280,000	運転 設備	5年 7年		
	地域伝統芸 能等関連保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年		経営承継 関連保証	個人、会社 280,000	運転 設備	10年 15年	
	小規模事業者 支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、 特定非営利活動法人 280,000	運転 設備	7年 15年	商店街活性化 事業関連保証		個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年	
	中心市街地 商業等活性化 関連保証	中小企業者、特定会 社、一般社団法人、 一般財団法人等 280,000	運転 設備	7年 15年	商店街活性化 支援関連保証		一般社団法人、 一般財団法人、 特定非営利活動法人 280,000	運転 設備	7年 15年		
	中心市街地 商業等活性化 支援関連保証	特定会社、一般社団法人、 一般財団法人等 560,000	運転 設備	7年 15年	東日本大震災 復興緊急保証		個人、法人 組合	280,000 480,000	運転 設備	10年	
	創業等 関連保証	個人、会社 15,000	運転 設備	10年	情報提供支 援関連保証		一般社団法人 一般財団法人 280,000	運転 設備	7年 15年		
	経営革 新関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	5年 7年		事業再生円滑 化関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	3年
	異分野連携 事業分野 拓関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	5年 7年		事業再生計画 実施関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	事業資金	15年
	特定新技 術事業活 動関連保証	個人、会社 組合	300,000 600,000	運転 設備	5年 7年		創業関連保証	個人、会社 10,000	運転 設備	10年	
	経営革新等 支援関連保証	一般社団法人、一般 財団法人、特定非営 利活動法人 280,000	運転 設備	7年 15年	連携創業支 援関連保証		一般社団法人、一般 財団法人、特定非営 利活動法人 280,000	運転 設備	7年 15年		
	周辺地域整 備関連保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年		特定信用状 関連保証	外国法人と経営を 実質支配していると認 められる中小企業者 200,000	事業 資金	1年	
	下請振興 関連保証	個人、会社、 組合	200,000 200,000	根保証 個別保証	1年 1年以内		中小企業承 継事業再 生関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	10年
	特定下請連携 事業関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年		特定中小企 業再生支 援関連保証	認定支援機関 280,000	運転 設備	7年 15年	
流通業務総合 効率化関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年	中堅企業 (破綻金融機 関等関連) 特別保証	個人、会社、 組合 600,000	運転 設備	5年 7年			

※保証の対象とする組合の範囲及び保証限度額は、保証制度により異なりますのでご注意ください。

融資の相談、制度内容等は最寄りの金融機関もしくは下欄に記載の三重県信用保証協会の本・支店まで気軽にお問い合わせください。

本店営業部
津市桜橋3丁目399番地
TEL 059-229-6021 (代表)
TEL 059-229-6014 (保証推進課)
FAX 059-229-6344 (保証推進課)

四日市支店
四日市市諏訪町4番5号
四日市諏訪町ビル5階
TEL 059-353-9161 (代表)
FAX 059-354-2046

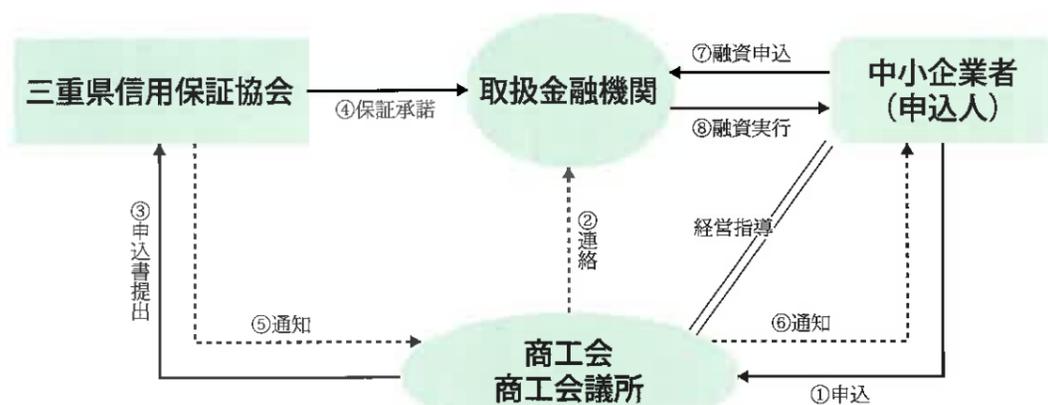
小規模事業資金について

- 規模が小さいために資金調達に不利になりがちの小規模事業者は、商工会や商工会議所の経営指導を受けることで経営力を向上させ、経営基盤を強化させることが望めます。また、NPO法人も利用できます。
- この資金は、商工会や商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者の方を対象に融資を行うものです。この制度による融資を希望される方は、まず経営指導を受けて下さい。NPO法人については、経営指導を受けていることを要件とはしません。
- 申込先は、事業所を所轄する商工会、商工会議所となっています。NPO法人については取扱金融機関へ申し込んでください。

一般扱い

- 融資の対象** 三重県内に主たる事務所があり、引続き1年以上同一事業を営んでおり、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業・娯楽業以外）に属する事業を主たる事業として営むものは5人。ただし、サービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人）以下であり、かつ、事業税等県税を完納し、商工会又は商工会議所の経営指導を受けている事業者
- 融資限度額** 1,500万円
- 融資期間** 運転資金 5年または、7年 設備資金 7年または、10年を選択可
- 融資利率** 年率 1.60%または、1.70%（県補助金により低く設定されています。）
- 保証料率** 年率 0.45%～1.60%（県補助金により低く設定されています。）
- 保証人** 原則として第三者保証人を除く。
- 附帯条件** 融資を受けた事業者は、その後6か月毎に1回以上商工会議所（商工会）に経営状況を報告し、経営指導を受けなければなりません。
- 経営指導** 事業所において、経営指導員に事業概要、経理資料などを説明し、事業の経営目標と改善すべき課題を共有します。（売上高目標、取引先、商品構成・開発、経費削減など具体的で現実的な目標と改善点を整理します。）
その後、目標達成や改善の状況について経営指導員に報告し指導を受けます。

小規模事業資金制度利用の手続き



- ①商工会、商工会議所の窓口へ保証協会所定の申込書に必要な書類を添付したものを提出し融資の斡旋依頼を行います。（必要書類は窓口でご確認ください。）
- ②商工会、商工会議所は、経営指導状況に照らし、融資が適当と認めるときは、金融機関に連絡の上、申込書に斡旋書を添付して信用保証協会に提出します。
- ④⑤⑥信用保証協会は、融資が適当と認めるときは、金融機関に保証書を発行するとともに商工会、商工会議所を通じ申込人に通知します。
- ⑦⑧申込人は、金融機関に融資申込を行い融資実行を受けます。

セーフティネット資金について

- 三重県では、経営環境が悪化しているNPO法人を含む特定中小企業者（セーフティネット保証の認定取得事業者）を対象に「セーフティネット資金」を実施しています。
- 三重県は、利用者が負担する保証料の軽減（▲0.3%）を行っています。

セーフティネット資金の融資条件

融資限度額	8,000万円
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.60%
融資期間	10年以内（据置期間1年以内）

セーフティネット資金融資の手続き

- 各市町の商工担当窓口において認定を受けた中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号の認定書（※）を持参のうえ、三重県中小企業融資制度取扱金融機関窓口へお申し込ください。
- 申込後、取扱金融機関及び三重県信用保証協会の審査があります。審査の内容によっては、融資を受けられない場合があります。
- （※）中小企業信用保険法第2条第5項の認定書とは、取引先の倒産、事業活動の制限等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者を、事業所の所在地を管轄する市町長が一定の基準をもって認定するための書式です。この認定を受けることによって、信用保証協会の別枠保証を利用できます。

中小企業信用保険法第2条第5項「特定中小企業者」について

- 第1号 民事再生手続き開始の申立等を行った大型倒産事業者に対して売掛債権等を有していることにより、資金繰りに支障が生じている中小企業者
- 第2号 生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接に取引を行っていること等のより売上等が減少している中小企業者
- 第3号 突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
- 第4号 突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
- 第5号 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 第6号 破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより借入の減少が生じている中小企業者

【認定要件の例：第5号の場合】

<大臣の指定する業種>

指定業種については中小企業庁のHPにて確認できます。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

<認定基準>

- 最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者
- 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

日本政策金融公庫 中小企業事業の融資制度 (H28.2.22)

〔申込・相談先〕 津支店 / 津市万町津 133 番地 ☎ 059-227-0251

制度名	融資対象	資金使途	貸付限度額	貸付期間
新事業成資	高い成長性が見込まれる新たな事業を行なう方で、事業化から7年以内のかた	設備資金 運転資金	6億円	設備 15年以内(据置5年以内) 運転 7年以内(据置2年以内)
新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を県等から受けた方など	設備資金 運転資金	7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)	設備 20年以内(据置2年以内) 運転 7年以内(据置3年以内)
特別貸付 企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食店及びサービス業で特定の設備投資を行なう方など	設備資金 運転資金	7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)	設備 20年以内(据置2年以内) 運転 7年以内(据置1年以内)
特別貸付 IT活用促進資金	情報技術の普及に伴う事業環境の変化に対応するため特定の情報化投資を行なう方	設備資金 運転資金	7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)	設備 15年以内(据置2年以内) 運転 7年以内(据置1年以内)
特別貸付 地域活性化・雇用促進資金	2名以上(従業員20名以下の企業などは1名以上)の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行なう方など	設備資金 運転資金	7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)	設備 20年以内(据置2年以内) 運転 7年以内(据置1年以内)
特別貸付 環境・エネルギー対策資金	特定の産業公害防止施設や省エネルギー設備等を設置する方など	設備資金 運転資金	7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)	設備 15年以内(据置2年以内) 運転 7年以内(据置2年以内)

1. その他の資金として、金融環境変化対応資金、経営環境変化対応資金、海外展開資金、中小企業会計活用強化資金等があります。
2. 貸付利率は担保・保証人の有無、使途、貸付期間等により異なります。

日本政策金融公庫 国民生活事業の融資制度 (H28.2.22)

〔申込・相談先〕 津支店 / 津市万町津 133 番地 ☎ 059-227-5211
四日市支店 / 四日市市元町 9 番 18 号 ☎ 059-352-3121
伊勢支店 / 伊勢市岩渕 2-5-1 三銀日生ビル 3F ☎ 0596-24-5191

制度名	融資対象	資金使途	貸付限度額	貸付期間
普通貸付	事業を営まれる中小企業の方々	設備資金 運転資金	4,800万円 (特定設備資金は7,200万円)	設備 10年以内(据置2年以内) 運転 5年以内(特に必要な場合7年以内)(据置1年以内) 特定設備資金 20年以内(据置2年以内)
特別貸付 企業活力強化貸付(企業活力強化資金)	卸売業、小売業、飲食店またはサービス業を営む方	店舗の新築、増改築、機械設備の導入等の設備資金及び運転資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備 20年以内(据置2年以内) 運転 5年以内(特に必要な場合7年以内)(据置1年以内)
特別貸付 企業活力強化貸付(IT資金)	情報化投資を行う方	情報化のための設備資金及び運転資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備 15年以内(据置2年以内) 運転 5年以内(特に必要な場合7年以内)(据置1年以内)
特別貸付 食品貸付	食品関係の小売業・製造小売業、または花き小売業を営む方	店舗の新築、増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟資金など	7,200万円	設備 原則13年以内(据置原則2年以内) (新規開業支援設備資金等 原則20年以内(据置原則3年以内))
特別貸付 セーフティネット貸付(経営環境変化資金)	売上が減少するなど業況が悪化している方	経営基盤の強化を図るための運転資金・設備資金	4,800万円	設備 15年以内(据置3年以内) 運転 5年以内(特に必要な場合8年以内) (据置1年以内(特に必要な場合は3年以内))
特別貸付 新企業育成貸付(新規開業資金)	新たに開業する方、開業後おおむね7年以内の方	開業に必要な設備資金及び運転資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備 15年以内(特に必要な場合20年以内)(据置3年以内) 運転 5年以内(特に必要な場合は7年以内) (据置6か月以内(特に必要な場合は1年以内))
特別貸付 新企業育成貸付(新事業活動促進資金)	経営革新計画の承認を受けた方や、経営多角化、事業転換を図る方など	設備資金 運転資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備 15年以内(特に必要な場合は20年以内)(据置2年以内) 運転 5年以内(特に必要な場合は7年以内) (据置1年以内(特に必要な場合は3年以内))
マル経融資(小規模事業者経営改善資金)	商工会議所、商工会等の経営指導を受けている方	設備資金 運転資金	2,000万円	設備 10年以内(据置2年以内) 運転 7年以内(据置1年以内)

1. 平成28年度の制度改正により、本表の内容は変更されることがあります。本表のほかにもお使いみちによりいろいろな制度があります。
2. 貸付利率は担保の有無、使途、貸付期間等により異なります。

memo